南札幌クリニック在宅ケアサポートセンター　運営規程

（事業の目的）

第1条　　この規定は、医療法人社団 CHCP ヘルスケアシステムが開設する南札幌クリニック在宅ケアサポートセンター（以下、「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定居宅介護支援を行う事を目的とする。

（運営の方針）

第2条　　事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び、介護保健施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅介護支援サービス等が特定の種類又は居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に務めるものとする。

（事業所の名称）

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）　名称　　南札幌クリニック　在宅ケアサポートセンター

（2）　所在地　札幌市南区川沿 2 条 3 丁目 2 番 32 号

（医療法人社団 CHCP ヘルスケアシステム南札幌クリニック　内）

（職種、員数及び職務内容）

第4条　職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）　管理者　　1 名

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

（2）　介護支援専門員　　2 名（管理者兼務）

介護支援専門員は事業所に対する介護サービス計画の利用申し込みに係る調整、介護サービス計画作成などに対する技術指導、介護計画の作成を行う。

（3）　事務職員　（常勤兼務）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（1）　営業日　　月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日及び、開院記念日、12/30 から 1/3 日までを除く

（2）　営業時間　午前 9 時～午後 5 時までとする。

（指定居宅介護支援の提供方法及び内容）

第6条　居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1．利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応

当事業所内相談室、または病院・利用者宅など心身の特性に合わせて対応する。

2．課題分析の実施

（1）　課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

（2）　課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

（3）　使用する課題分析票の種類は、課題分析標準項目方式等とする。

3．居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

4．サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

5．居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6．サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

（指定居宅介護支援の利用料等）

第7条　居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

1. 法定代受領以外の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとする。
2. 通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した公共交通機関の交通費はその料金を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

（1） 事業所から片道　　10 キロメートル未満　　250 円

（2） 事業所から片道　　10 キロメートル以上　　500 円

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時などにおける対処方法）

第8条　介護支援専門員などは事業の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告する。

（通常の事業の実施地域）

第9条　通常の事業の実施地域は札幌市南区、中央区、豊平区の区域とする。

（個人情報の保護）

第10条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者または代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとし、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（1） 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施

（2） 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（3） その他虐待防止のために必要な措置

（その他運営についての留意事項）

第12条

1. 介護支援事業者は、サービスの質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

（1） 採用時研修　　採用後３ヶ月以内

（2） 継続研修　　年７日

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は南札幌クリニックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業継続計画）

第13条　感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

附則

この規定は令和７年４月１日から施行する。